| | | |
|---|---|---|
| 第六十六条の四第十項 | 特定無形資産国外関連取引 | 特定特許権譲受等取引 |
| 第六十六条の四第十一項 | 同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引 | 同時文書化対象特許権譲受等取引（国外関連取引に該当する第五十九条の三第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引のうち第七項の規定の適用がないもの及び同条第九項に規定する同時文書化対象特許権譲受等取引 |
| 第六十六条の四第十二項 | 第六項 | 第六項若しくは同条第七項 |
| | 同時文書化対象国外関連取引 | 同時文書化対象特許権譲受等取引 |
| | 第六項 | 第六項若しくは第五十九条の三第七項 |
| | 第一項 | 同条第四項 |
| | 事業年度の | 事業年度以後の各事業年度の |
| 第六十六条の四第十二項第一号 | 若しくはハ | 若しくはハ（第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。以下この号において同じ。） |
| | 同項第二号 | 第二項第二号 |
| 第六十六条の四第十二項第二号 | 第二項第一号ニ | 第二項第一号ニ（第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。） |
| | 同項第二号 | 第二項第二号 |
| 第六十六条の四第十三項 | 同時文書化対象国外関連取引 | 同時文書化対象特許権譲受等取引 |
| | 第一項 | 同条第四項 |
| 第六十六条の四第十四項 | 同時文書化免除国外関連取引 | 同時文書化免除特許権譲受等取引 |
| | 第七項の規定の適用がある国外関連取引 | 国外関連取引に該当する第五十九条の三第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引のうち第七項の規定の適用があるもの及び同条第十項に規定する同時文書化免除特許権譲受等取引 |
| | 第一項 | 同条第四項 |
| | 事業年度の | 事業年度以後の各事業年度の |
| 第六十六条の四第十五項 | 同時文書化免除国外関連取引 | 同時文書化免除特許権譲受等取引 |
| 第六十六条の四第二十六項 | 同項の | 第五十九条の三第四項の |
| 第六十六条の四第二十七項 | 租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（特例）及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の | 租税特別措置法第五十九条の三第十四項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項の |

| | | |
|---|---|---|
| | | 及び同法 |
| | | 「前条及び租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法 |
| | | （租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法 |
| | | 並びに租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法 |
| | | 、租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法 |
| 第六十六条の四第二十八項 | | を第五十九条の三第四項 |
| 第六十六条の四第三十項 | 租税特別措置法 | 租税特別措置法第五十九条の三第十四項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）において準用する同法 |
| | 同法第六十六条の四第二十七項 | 同法第五十九条の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項 |

15　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書、その損金の額に算入される金額の計算の基礎となつた取引に当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引がある場合における当該関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類（次項において「明細書等」という。）の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

16　税務署長は、前項の申告の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び明細書等の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

17　第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

18　第二項及び前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算、第九項及び第十項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第三項から第八項まで、第十一項又は第十四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の四第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第七号中「入漁権」の下に「、漁港水面施設運営権」を加える。

第六十五条の三第一項第三号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、「（都市緑地法第十七条第三項の規定により買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

三の二　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）